○　衛生業務

検疫所では航空機及び船舶並びに空港及び港湾における政令で定められた区域において、海外で流行している検疫感染症等を媒介するねずみ、蚊及びダニ等といった媒介動物の生息種及び生息密度を継続的かつ定期的に調査監視し、また、区域内の衛生状態を常に良好に保つことにより、これら検疫感染症等が国内へ侵入、定着しないように努めている。また、外航船舶に対して、船舶の衛生状態が良好に保たれているかを確認するための検査を実施し、衛生状態に問題のない船舶へ船舶衛生管理（免除）証明書の発給を行っている。

（１）　港湾衛生業務

①　ねずみ族の調査

ねずみ族は、ペスト、ラッサ熱、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群などの原因病原体の保有動物として、また、ノミ及びダニ等を媒介する衛生動物（ベクター）として知られている。そのため、これらの侵入・まん延防止対策を目的として政令区域（検疫法第27条により、検疫港または検疫飛行場ごとに調査区域が定められている。）に生息するねずみ族の分布状況を調査し、その寄生ノミの種類、生息密度及び分布を確認し、並びに内外部の寄生虫の種の同定、ペスト菌抗体検査、腎症候性出血熱ウイルス抗体検査等を行っている。

②　蚊の調査

蚊が媒介する病気としてマラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、黄熱、ウエストナイル熱等がある。

近年の国際交通、特に航空機の発達に伴って蚊族等の衛生害虫が海外から侵入し定着する可能性が高くなっており、航空機や船舶を介した蚊族の侵入及び定着を防止するため、蚊族の種類及び生息分布等の調査を検疫港及び検疫飛行場の政令区域内において定期的に行っている。

沖縄県は、日本で唯一、県全域が亜熱帯地域に属しており、年間を通して蚊が活動できる気候である。また、地理的にもマラリア、デング熱といった感染症が発生している東南アジア地域から近く、船舶、航空機の往来も多く、上記の感染症を媒介する蚊族が海外から侵入した場合、定着するリスクが他県より高いことから、年間を通じて継続的な蚊族の調査が必要である。

航空機内蚊族調査（成虫）

政令区域蚊族調査（成虫）

政令区域蚊族調査（幼虫）

（２） 船舶の衛生検査

国際航行する船舶は、船舶衛生管理（免除）証明書の所持が必要とされている。この証明書を発給するため、検疫官が乗船し感染症を媒介する媒介動物の発生状況及び船舶内の衛生状態の確認を行い、衛生管理上の問題がなければ、船舶衛生管理（免除）証明書を発行している。